

いじめ防止基本方針

- (1) はじめに
- (2) 学校いじめ対策組織について
- (3) 年間計画について
- (4) いじめの未然防止のための措置
- (5) いじめの早期発見について
- (6) いじめの相談・通報について
- (7) いじめを認知した場合の対応について
- (8) 指導について
- (9) 重大事態への対処について
- (10) 公表、点検、評価について
- (11) ネット上のいじめの対応
- (12) チェックリスト

令和5年4月

銚子市立第三中学校

1 はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発達により、インターネットへの動画投稿やメールアプリの普及により、新たないじめ問題が生じ、いじめは益々複雑化、潜在化する様子を見せている。

こうした中、今一度、すべての職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、平成29年11月の「千葉県いじめ防止基本方針」の見直しを受けて改定を行った。また、平成30年12月に銚子市教育委員会が作成した「銚子市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認知や考え方を加えて、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

教職員マニュアル

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こりえることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教員が日々実践することが求められる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの基本理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような性質があるのかを十分に理解し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特性があるが、以下は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織の構成

- ・いじめ対策委員：校長が任命した以下のメンバーとする。
(校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー)
なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応するものとする。
- ・いじめ対策委員は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

(2) 組織の役割

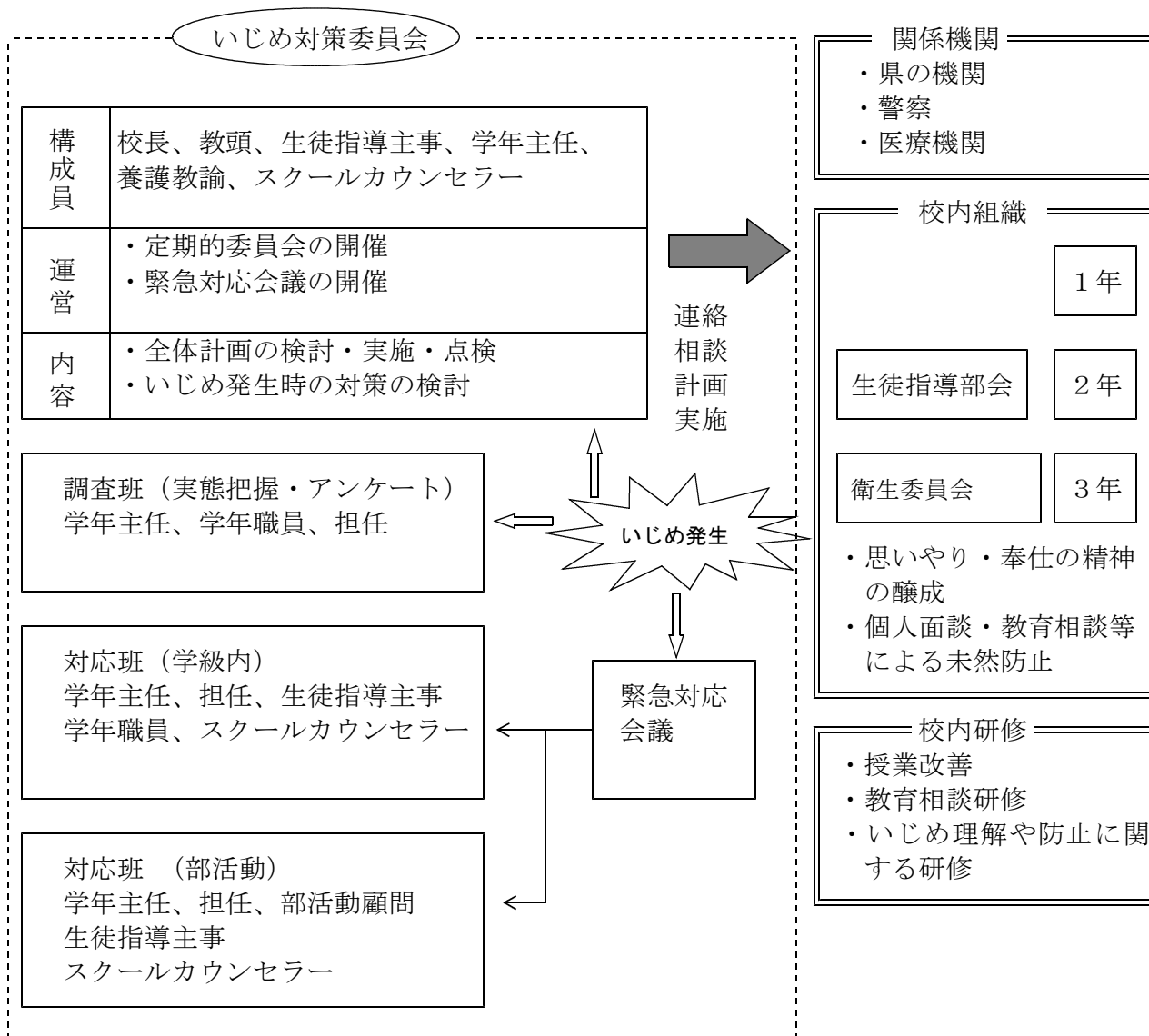
いじめ対策委員会は、次の役割を持ち、【 】内は対応の中心となる職員であり、必要に応じて追加する。

- ① 学校基本方針に基づいた取組や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・各取組の進捗状況の確認と必要な助言や支援 【生徒指導主事、教頭】
 - ・各取組における記録に対する助言や支援 【生徒指導主事、教頭】
 - ・各取組後の振り返り（教職員・生徒・その他）に対する助言や支援 【生徒指導主事、教頭】
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめアンケート（毎月末実施）の集約 【学年主任、生徒指導主事、教頭】
 - ・教育相談等の進捗状況の把握 【学年主任、教務】
 - ・相談事例の集約 【学年主任、生徒指導主事】
 - ・相談箱の確認 【生徒指導主事、教頭】
- ③ いじめの疑いや発生及び問題行動等に関する情報を収集し、記録を通して正確な情報を共有するための役割
 - ・生徒の変化等に気付いた際のメモ等の集約・整理 【学級担任、学年主任、生徒指導主事】
- ④ いじめの疑いや発生に関する情報を得た際には緊急会議を開き、その情報の正確な共有、いじめた生徒及び関係する生徒への事実確認、いじめを受けた生徒の確実な保護、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等について、組織的に行うための中核としての役割
 - ・いじめ事実に対する事実確認及び今後の対応を決定（必要に応じていじめ対策委員会を開催） 【学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長】
 - ・教職員に対する確実な情報提供 【生徒指導主事、学年主任】
- ⑤ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ・教職員に対する学校教育方針の主旨説明 【生徒指導主事、教頭】
 - ・取組評価アンケートの実施、分析及び結果の公表 【生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター】
 - ・年度初めの学校基本方針の確認 【生徒指導主事】
- ⑥ 生徒、保護者及び地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・学校基本方針の主旨等について生徒への説明 【生徒指導主事】
 - ・学校基本方針の主旨等について保護者、地域への説明 【校長、教頭】
 - ・学校基本方針のHPによる公表 【視聴覚教育担当】
 - ・取組に関する評価結果等の公表 【生徒指導主事、教頭】
 - ・意識啓発及び意見聴取のための取組の企画 【生徒指導主事、教頭、教務】

⑦ その他

第二十八条第1項に規定する重大事態の調査を行う場合は、いじめ対策部会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて市教育委員会の指導の下、専門家の協力を得るなどして適切に対応することとする。

(3) 組織の位置づけ (組織図)



- ・ 定例のいじめ実態調査を(月1回)行い、対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- ・ いじめ事案の発生は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制して対応する。
- ・ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議で報告し周知徹底する。
- ・ 教職員がいじめの問題を抱え込むことのないように、日頃から生徒の情報を共有する。
- ・ いじめ予防に対する取組状況を学校評価項目に位置づけ、取組の改善を図る。

3 年間計画について

・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織の体制を整えると同時に、年間計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	← 【 事案に応じた緊急対応会議 】 →					
	いじめ対策委員会 ・指針 ・指導計画	4月 保護者会 保護者への啓発		保護者会 保護者への啓発	校内人権研修 (モラールアップ研修)	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・指導計画確認
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり	行事・体験 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学年集会		学級・学年づくり 人間関係づくり
早期発見	いじめアンケート SOSの 出し方指導	いじめアンケート	いじめアンケート 教育相談期間	いじめアンケート 取組評価アンケート		いじめアンケート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	← 【 事案に応じた緊急対応会議 】 →					
						いじめ対策会議 ・本年度のまとめ ・次年度の課題検討
防止対策	行事を等して 人間関係づくり		学年集会 学校評価	行事・体験1年2年 人間関係づくり		新入生事前指導
早期発見	いじめアンケート	いじめアンケート 教育相談期間	いじめアンケート 取組評価アンケート	いじめアンケート	いじめアンケート 教育相談期間	いじめアンケート 取組評価アンケート

4 いじめの未然防止のための措置 (学校全体としての取組)

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級、学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要なことである。そのためには、「いじめほどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を踏まえた上で、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実践する必要がある。

(1) 生徒や学級の様子を知るために

- ・生徒の心の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。
- ・特に配慮の必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、LGBTQに係る生徒、東日本大震災・原発事故避難生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒等）への適切な対応を行えるよう、日頃の人間関係作りを大切にする。

- (2) 実態把握の方法
- ・生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な計画を立てる必要がある。そのために、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（アンケート）を実施する。
- (3) 心の居場所づくり
- ・主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自己有用感」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒は周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止につながる。そのため教職員の言動は生徒の良いモデルになるよう心がける。
- (4) 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践
- ・生徒一人一人を深く理解し、授業での活躍の場を作るため、生徒が楽しくわかる授業を展開するよう常に研鑽を積み、学ぶこと、体験すること、出来ることが楽しくなる居場所づくりに努める。
- (5) 仲間作り
- ・授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。学習活動や学年・学校行事での「人の役に立った」、「友達に認められた」経験や体験により自己肯定感を育てるとともに、生徒への温かい言葉がけを行い、支え合い、認め合う仲間作りに努める。
- (6) 人権教育の充実
- ・いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない人権問題であることを、法教育の視点から考える取組を推進する。
 - ・他人の痛みを思いやれるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育を計画的に実践する。
- (7) 道徳教育の充実
- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳教育がそれらを改善するために大きな力を発揮する。とりわけいじめ問題は、他人を思いやる人権意識の欠如から発生するものであり、いじめを許さないという人間性豊かな心を育てることが大切で、すべての教育活動を通して計画的に実践する。また、「考え、議論する」ことを意識した道徳教育、道徳映像教材を活用した取組を推進していく。
- (8) 保護者や地域の方への働きかけ
- ・保護者会や地域会議、ミニ集会等で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を行う。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者会や学校便り、学年便り、学校 Web ページを使い広報活動を行う。
- (9) 生徒会・各委員会活動の働きかけ
- ・生徒会活動を中心に、命を大切にするキャンペーンやいじめ撲滅キャンペーンを実施し、学校生活でよりよい人間関係がつかれるようにする。
- (10) 学級担任等の働きかけ
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
 - ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定しているということを理解させ、いじめの傍聴者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- (11) 養護教諭
- ・学校保健委員会等の学校教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
 - ・身体の状態を把握するとともに、生徒の心のサインを見逃さないよう努める。
 - ・教育相談窓口の1つとして生徒および保護者に周知し、相談活動に取り組む。
- (12) スクールカウンセラー

- ・授業中、休み時間の生徒観察を行い、相談活動に備えて日頃から生徒の様子の把握に努める。
- ・スクールカウンセラーだより等を活用して、相談窓口としての周知を図ると共に、生徒全員を対象としたカウンセリング体験を実施し、相談しやすい環境を整える。

(13) 生徒指導主事

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と定期的に連絡を取り、情報交換に取り組む。

(14) 管理職

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめ問題に生徒自らが主体的に向き合う取組を推進する。
(生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置)

5 いじめの早期発見について（学校全体としての取組）

(1) いじめを発見する手立て

① 教師と生徒との日常の交流を通じた発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り、日記の活用、複数の教職員の目による観察。
- ・多くの教職員による様々な教育活動を通じた生徒への関わり。
- ・教室、廊下、トイレの利用などによる気になる場面の観察。
- ・休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回活動による発見。

② いじめアンケート調査

- ・いじめも含んだ「生活等に関する調査」の月1回の計画的な実施。
- ・学年全体でのアンケートの集計や分析。

③ 教育相談を通じた把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施。（6月、11月）
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等に気軽に相談できる体制づくり。（全校生徒を対象としたスクールカウンセラー全員面談等）

④ 生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動による、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動の取組。

(2) いじめ早期発見のための措置

① 学級担任等

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・保護者との電話連絡や面談を行う。

② 養護教諭

- ・保健室を利用する生徒との会話の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと様子が違うと感じたときには、その機会を捉え悩みを聞く。

③ 生徒指導主事

- ・定期的ないじめアンケート調査や教育相談に計画的に取り組む。

- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校内巡視等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

④管理職

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

6 いじめの相談・通報について

(1) 相談を受け入れる体制と相談窓口

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「告げ口をした」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員は十分認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。普段の行動から「おかしいな」と思えることがあれば声かけを行い悩みなどを積極的に受け止める。

ア 校内の窓口

- ・教育相談箱
- ・スクールカウンセラー
- ・養護教諭等
- ・担任、職員

イ 校外の窓口

- ・千葉県子どもと親のサポートセンター(新規来所予約＝月～金 8：30～16：30)
0120(415)446(24時間フリーダイヤル)
 - ・千葉いのちの電話24時間
043-227-3900(24時間体制)
 - ・24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310(なやみ言おう)
 - ・SNS相談@ちば(右のQRコードからLINE登録)
- ※所在地の教育委員会や相談機関へ接続



(2) 本人からの訴え

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る。保健室や相談室等一時的に危険を回避する場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心として対応に努めるとともに、具体的に事実関係や気持ちを傾聴する。

(3) 周りの生徒からの訴え

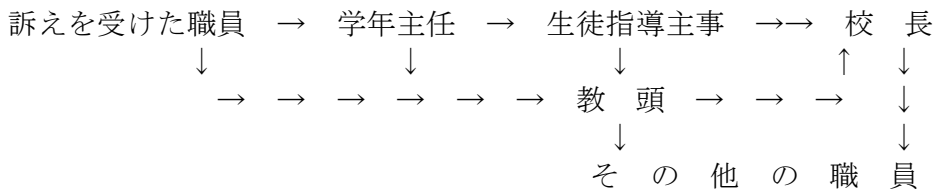
いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。訴えた勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える。

(4) 保護者からの訴え

保護者がいじめに気づいた時には、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことはできない。普段の問題がないときこそ保護者の信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気づかないところ等、学校の様子について連絡しておく。

(5) 迅速な情報共有

いじめに関する訴えを受けた職員は、できるだけ迅速に報告を行い、組織的に情報共有を行う。相談をした生徒を確実に守り抜く体制を、確実に構築する。



7 いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

基本的な流れ いじめ情報のキャッチ

いじめ対策委員会の招集
「いじめられた生徒を徹底して守る」

正確な実態把握

当事者双方や、周りの生徒から話の聞き取りを行い、記録する。関係職員と情報を共有し、正確に把握する。

指導体制・方針の決定

すべての教職員の共通理解を図る。
本校いじめ対策委員会を中心に対処を考え、教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。加害生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せた指導を十分に行う中で、「いじめは決して許される行為ではない。」という人権意識を持たせる。
加害者・被害者双方の保護者と直接会って具体的な対策を説明し協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

継続的に指導や支援を行う。スクールカウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

解消

いじめに関わる行為が止んでいる状態が継続（3か月を目安）していること。
被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。その際、保護者にも確認する。

(1) いじめと疑われる行為を発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めるとともに、いじめの関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所時間等に慎重な配慮を払う。また、事実確認は、被害生徒と加害生徒を別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、被害生徒、通報した生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃、放課後等においても教職員の目の届く体制を整える必要がある。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認において、いじめを行うに至った経過や心情などを加害生徒から

聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報の例

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ・ 誰が誰に対していじめを行ったのか | 【加害者と被害者の確認】 |
| ・ いつ、どこで起こったのか | 【時間と場所の確認】 |
| ・ どのような内容のいじめか、どのような被害を受けたのか | 【内容】 |
| ・ いじめたきっかけは何か | 【背景と要因】 |
| ・ いつ頃から、どのくらい続いていたのか | 【期間】 |

(2) いじめが起きた場合の対応

①被害生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい気持ちを受容し、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと。」「秘密を守ること。」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

②被害生徒の保護者に対して

- ・ 発見した場合は速やかに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭でも生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

③加害生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況について十分に聞き、加害生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを確認させる。

④加害生徒の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

⑤教育委員会や関係機関との連携

- ・ 些細な兆候であっても、いじめが疑われる行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。
- ・ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に助言を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・指導体制に修正を加え、『組織』でより適切に対応する。

⑥出席停止・転学退学措置について

- ・ 生徒に対しては、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が見られず、他の生徒の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導部会が連携し、校長の判断による出席停止等の懲戒処分の措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保証する観点から設けている。
- ・ いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応

すると学校教育法に規定されている。保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

8 指導について

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などの役割分担)
 - ・ 被害生徒や、加害生徒への対応
 - ・ その保護者への対応
- ※いじめを繰り返している生徒に対しては、学校教育法第35条に基づき出席停止措置を視野に入れた対応を考える。

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良で、他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

①市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

(以下省略)

- ・ 教育委員会や関係機関との連携については、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要。
- ・ 解決が困難な事案については、市教委の主導により警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議する。
- ・ 生徒の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察へ通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え「組織」でより適切に対応する。

9 重大事態への対処について (重大事態対応フォロー図)

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校設置者に重大事態の発生を報告 (※設置者から地方公共団体の長等に報告)
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断
学校が調査主体の場合
学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、該当重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

10 公表、点検、評価について

いじめ防止基本法方針を学校ホームページや学校便りで公表する。
取組評価アンケートを7月・12月・3月に実施しその結果を職員会議や職員研修会の場で話し合い、組織や取組の見直しを図る。また、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

1 1 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネットいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権被害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携し対応していくことが必要である。

(1) ネットいじめとは

パソコンやスマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板・SNSなどに書き込んだり、メールを送ったり、悪意のある画像や動画を投稿したりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 生徒への指導

ネット上への書き込み、投稿は、外から見える公共の場で発言していることと同等であり、責任を持って行わなければならないことを、十分に指導する。

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・限られたグループでのみ閲覧できるアカウントであっても、実際には監視や調査の目が届いていること。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

(3) 保護者会で伝えたいこと

生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭においては生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、特にスマートフォンを持たせる必要性について検討すること。

インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと、「ネットのいじめ」は、他のいじめ以上に生徒に深刻な影響を与えるという認識を持つこと。

《未然防止のために》

情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

《早期発見の観点から》

家庭で、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づいた時は、躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談する。

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まる
- ・匿名でも書き込んだ人は、特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性がある。一度流出した情報は、簡単には回収できない。

(4) 早期発見・早期対応のために

ネット上のトラブルについては、外部から大変見えにくいという特質がある。したがって、学校がトラブルの事実を知るためには、本人、関係生徒、保護者からの情報提供が欠かせない。このことから、アンケート活動、相談窓口の周知はもちろんのこと、生徒への

ネットリテラシーの指導や、家庭への啓発を機に応じて、かつ継続的に行う必要がある。

トラブルの発生が認められた場合は、直ちにいじめ対策委員会を中心に事実確認を進め、場合によってはスマートフォン等の端末から直接確認を行う等、十分に調査を行う。書き込みの内容については、時限的に消去されるものや、閲覧できるアカウントが限られているものもある。必要に応じて、情報提供のために関係の家庭に協力を仰いだり、関係機関やSNS運営会社との連携を図ったりすることも考えられる。また、書き込みを意図的に消去することも考えられるため、迅速な対応が必要である。

(5) 書き込みや画像等の削除に向けて

トラブルとなった書き込み等については、削除するよう指導することが原則である。当該生徒の保護者との情報共有を図り、家庭でも対応について指導を依頼する。事態の重さによっては、加害生徒のSNSのアカウントそのものを消去したり、トラブルが発生したSNSのグループを消去したりすることも、指導の選択肢の1つとしておく。

SNSに投稿された画像や動画については、第三者が個人的に簡単に保存できるという性質がある。このことを踏まえて、少なくとも関係している集団には、不用意に当該画像等が拡散しないよう、トラブルの経緯と問題の画像や動画の削除を指導する。

12 チェックリスト

- ①教職員、生徒から幅広く意見を聴取して方針を策定する。
- ②いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全職員の共通理解のもとに示している。
- ③いじめ防止策定推進法の遵守といじめ問題への対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことを示している。
- ④いじめの定義を示している。(法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない。)
- ⑤組織の構成や役割について示している。
- ⑥協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に定めている。
- ⑦年間の取組について見直しを行う期間(PDCAサイクルの期間)について示している。
- ⑧「取組評価アンケート」、その結果に基づく会議、校内研修会等の実施期間について示している。
- ⑨未然防止の取組を具体的に示している。
- ⑩個別面談や教育相談の実施計画を具体的に示している。
- ⑪生徒、保護者への啓発活動を具体的に示している。
- ⑫教職員の不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することを示している。
- ⑬学校全体で暴力や暴言を排除することを確認している。
- ⑭生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開(児童生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組)が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題の未然防止につながることを示している。
- ⑮道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の計画的、組織的な指導計画を示している。
 - ・いつ、どのような場面で、どのような指導を行うか。
 - ・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導。
- ⑯過度の競争意識、勝利至上主義が児童生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する問題について指摘している。
- ⑰生徒の自発的な活動を支援することが示されている。
 - ・いのちを大切にするキャンペーン、いじめゼロ宣言、生徒会の活動、生徒会からの提案を加えることも良い。
- ⑱いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的ないじめアンケート調査の実施を明示している。
 - ・いじめに特化した内容でなくてもよい。進路希望や悩みなどを併せていじめについて質

- 問事項を設けることも可。
- ・インターネットを通じたいじめについて質問事項を設けるなど、明示している。
 - ・調査実施時（記名調査とする場合は特に留意が必要）にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施方法について詳細な留意事項を示している。
- ⑲いじめアンケート以外のいじめを認知する取組（個別面談や教育相談等）を示している。
- ⑳いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を示している。
- ㉑いじめ防止に関して、保護者との連絡方法を定めている。
- ・いじめアンケート調査、保護者面談時、家庭への電話連絡など。
- ㉒上記の他、昼休み等授業以外の生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組むことを示している。
- ㉓学校におけるいじめ相談・通報窓口を示している。
- ㉔学校以外にいじめ相談・通報窓口を示しているか。
- ㉕いじめについて相談することや通報すること（いじめ 0 宣言の「はなす勇氣」について児童生徒に具体的に説明することなど）の指導を示している。
- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。
 - ・相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない。
- ㉖いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている。
- ㉗警察への通報など関係機関との連携について示している。
- ㉘いじめ被害者の心情を理解した具体的な対応を示している。
- ・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
 - ・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
 - ・細かな点に配慮した対応について具体例を示す。
- ㉙いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項を示している。
- ・聴取の体制、記録の保存（手書き、電子データでまとめたもの両方）、聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間、暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止
- ㉚いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止する対策を示している。
- ㉛いじめの調査結果について被害生徒、保護者へ情報を提示することや加害生徒、保護者へいじめの事実を通知することについて示している。
- ㉜いじめ被害生徒のケア（スクールカウンセラー等の活用）や安心して学校に通学するための措置、保護者への支援について示している。
- ㉝いじめの被害生徒への指導事項や保護者への助言などの対応について示している。
- ・被害者が非常に恐れている場合を想定し、加害者への具体的な指導事項を示している。
- ㉞いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導について示している。
- ㉟重大事態について基準（法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない。）を示している。
- ㊱重大事態が発生した場合の対応を法に則し、示している。
- ・学校内及び教育委員会への報告、連絡
 発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
 校長→学校教育課長→教育長→市長
 ※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。
 連絡先電話番号等を明記する。
 一報後、改めて、文書により報告する。
 - ・必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する
 - ・学校いじめ対策組織の招集
 - ・具体的な調査方法
 - ・警察への通報など関係機関との連携
- ㊲学校いじめ防止基本方針をホームページで公表することについて示している。

- ⑳年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとることを示している。
- ㉑年度毎にいじめ問題への取組を保護者、生徒、所属職員等で評価することを定めている。
・既に実施している学校評価等に加えることも可。
- ㉒学校いじめ防止基本方針の見直し規定に基づいて示している。

(改訂日 令和2年4月24日)

(改訂日 令和3年4月5日)

(改訂日 令和4年4月1日)

(改訂日 令和5年4月1日)